

業務内容・入札契約方式別 審査一覧表

平成25年4月4日 総合評価審査分科会

業務名	業務内容	入札契約方式	評価方法 (評価項目、評価基準及び 得点配点等)	技術提案の評価審査	契約日
H25国道6号土浦バイパス上高津高架橋詳細設計業務	本業務は、常陸河川国道事務所管内の一般国道6号土浦バイパス上高津高架橋(未供用側)における詳細設計を行うものである。	総合評価落札方式 1:3	入札説明書における「入札参加者を指名するための基準」及び「技術点を算出するための基準」のとおり	入札調書のとおり	平成25年5月28日

入札説明書

関東地方整備局常陸河川国道事務所のH25国道6号土浦バイパス上高津高架橋詳細設計業務に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、本業務に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成25年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

※本業務は、技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

また、予定価格が1,000万円を超える業務の場合は、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務とする。

1. 手続開始の公示日 平成25年2月22日

2. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官 関東地方整備局常陸河川国道事務所長 久保田 一
〒310-0851 茨城県水戸市千波町1962-2

3. 業務の概要

(1) 業務名 H25国道6号土浦バイパス上高津高架橋詳細設計業務
(電子入札対象案件)

(2) 業務の目的

本業務は、常陸河川国道事務所管内の一般国道6号土浦バイパス上高津高架橋（未供用側）における詳細設計を行うものである。

(3) 業務内容

- ・ 橋梁詳細設計（鋼多径間連続鈹桁橋，予備設計含む） 1式
- ・ 仮設構造物設計 1式
- ・ 打合せ業務 1式

本業務において、技術提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。

- ①□現道交通や既設橋梁が存在する現場状況における施工計画について検討する上での留意点について
- ②□既設橋梁を考慮した経済的な橋梁形式について検討する上での留意点について

(4) 主たる部分

本業務における「主たる部分」は設計業務等共通仕様書第1128条1項に示す通りとする。

(5) 再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

(6) 成果品

成果品は以下のとおりとする。

- ・ 報告書（電子媒体） 2部
- ・ その他調査職員の指示するもの

(7) 履行期間

履行期間は以下の通り予定している。

平成25年5月（中旬）～平成26年2月28日

(8) 電子入札

本業務は、資料の提出等を電子入札システムにより行う対象業務である。ただし、当初より電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。この申請の窓口及び受付時間は、次のとおりである。

- 1) 受付窓口：関東地方整備局 常陸河川国道事務所経理課契約係

住所 〒310-0851

茨城県水戸市千波町1962-2

TEL 029-240-4062

FAX 029-240-4081

- 2) 受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の8時30分～17時15分まで。

ただし、最終日は12時00分までとする。

- 3) 電子入札システムによる手続に入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、全体入札手続きに影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

以下、本業務の説明書において、これまでの紙入札方式による場合の記述部分は全て上記の発注者の承諾を前提として行われるものである。

(9) その他

- 1) 本業務の契約書及び特記仕様書は別添-1、2のとおりである。

- 2) 担当部局

〒310-0851

茨城県水戸市千波町1962-2

国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所 経理課 契約係

電話：029-240-4062

FAX：029-240-4081

電子メール：hitachi-keiyaku@ktr.mlit.go.jp

- (10) 本業務は、「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

4. 指名されるために必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

- 1) 基本的要件

ア) 単体企業

- ・ 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- ・ 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成25・26年度「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格のうち定期受付において平成25年1月31日までに申請を行い受理されている者で、平成25年4月1日に認定がなされているものであること。
- ・ 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- ・ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

イ) 設計共同体

上記ア)単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成25年2月22日付け関東地方整備局長）に示すところにより、関東地方整備局長からH25国道6号土浦バイパス上高津高架橋詳細設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

2) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a) 親会社と子会社の関係にある場合
- b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただしa)については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(2) 参加表明書に関する要件

1) 参加表明書の提出者に対する要件

ア) 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種又は類似業務について、平成14年度以降公示日まで完了した「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した業務（再委託による業務及び国土交通省発注業務のうち建設コンサルタント業務等（土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務、建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務）以外の業務の実績は含まない）において1件以上（設計共同体の場合は、構成員を含む全ての者について1件以上）の実績を有していなければならない。

- ・ 同種業務：道路橋の内、橋長500m以上かつ動的解析を実施した鋼上部工（プレートガーダー）詳細設計を行った業務
- ・ 類似業務：道路橋の内、動的解析を実施した鋼上部工（プレートガーダー）詳細設計を行った業務

「国・特殊法人・地方公共団体等」とは、国、特殊法人等（注1）、地方公共団体（注2）、地方公社（注3）、公益法人（注4）、又は大規模な土木工

事を行う公益民間企業(注5)とする。(以下「国・特殊法人・地方公共団体等」という。)

(注1)「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す、関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、日本環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構(日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条から第4条に示す独立行政法人を含む)に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団をいう。

また、国立大学法人法施行令及び同施行規則に定められた各国立大学法人等も含む。

(注2)「地方公共団体」とは地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体(都道府県、市町村)及び特別地方公共団体(特別区、地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団)をいう。

(注3)「地方公社」とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。

(注4)「公益法人」とは、次のものをいう。

一 公益法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。

二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新

制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）。

（注5）「大規模な土木工事を行う公益民間企業」とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

- イ) 実績として挙げた業務成績が60点以上（関東地方整備局発注業務において平成20年6月16日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務については65点以上、また、平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務については65点以上）であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成14年9月5日付け国官技第142号）、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成20年9月26日付け国官技第126号）及び「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成23年3月28日付け国官技第360号）に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。
- ウ) 平成22年度から23年度末までに完了した業務のうち、関東地方整備局発注業務（港湾空港関係を除く）の「土木関係建設コンサルタント業務」の平均業務成績が60点以上であること。

ただし、関東地方整備局発注業務（100万円を超える業務）の実績がない場合は、この限りではない。

2) 配置予定技術者に対する要件

外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

指名通知の日は平成25年3月14日（木）を予定する。

● 予定管理技術者

予定管理技術者については下記のア)、ウ)、エ)に示す条件を満たす者であり、イ)の実績を有する者であることとする。

ア) 下記のいずれかの資格を有する者

- a) 技術士（総合技術監理部門：「建設－鋼構造及びコンクリート」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- b) 技術士（建設部門「鋼構造及びコンクリート」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- c) RCCM（「鋼構造及びコンクリート部門」）の資格を有し、「登録証書」

の交付を受けている者。

d) 土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1級）〔分野：「鋼・コンクリート」または「橋梁」〕の登録を行っている者。

イ) 下記のいずれかの実績を有する者。

a) 平成14年度以降公示日までに完了した「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した業務において以下に記載する「同種又は類似業務」の実績を1件以上有する者。

ただし、再委託による業務、照査技術者として従事した業務、国土交通省発注業務のうち建設コンサルタント業務等（土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務、建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務）以外の業務及び技術者評点が60点未満（関東地方整備局発注業務において平成20年6月16日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行い技術者評点が65点未満の業務、また、平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務の技術者評点が65点未満）の業務については、実績として認めない。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成14年9月5日付け国官技第142号）、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成20年9月26日付け国官技第126号）及び「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成23年3月28日付け国官技第360号）に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

- ・ 同種業務：道路橋の内、橋長500m以上かつ動的解析を実施した鋼上部工（プレートガーダー）詳細設計を行った業務
- ・ 類似業務：道路橋の内、動的解析を実施した鋼上部工（プレートガーダー）詳細設計を行った業務

b) 平成14年度以降公示日までに完了した業務において同種又は類似業務に関する調査・計画業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者（※）。

（※） マネジメントした実務経験とは、例えば以下のいずれかの者に相当する程度の経験をいう。

- ・ 国内におけるPM又はCMの管理技術者。但し、一般土木工事の設計又は施工管理を含むものに限る。
- ・ 建設コンサルタント登録規程(S52.4.15 付け建設省告示第717号)第3条の一に該当する「鋼構造及びコンクリート部門」の技術管理者。
- ・ 地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領(H11.4.1 付け建設省厚契第31号)第6に該当する総括調査員若しくは主任調査員。

ウ) 平成25年2月22日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知（予定も含む）を受けているが未契約のものを含む）が4億円未満かつ10件未満である者、ただし、本業務において担当技

術者を兼務する場合は、手持ち業務量（本業務、特定後未契約のもの及び落札決定通知（予定も含む）を受けているが未契約のものを含む）が4億円未満かつ10件未満である者。手持ち業務とは、管理技術者、主任技術者又は担当技術者となっている「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した契約金額500万円以上の業務

なお、履行期限が平成25年3月31日以前となっているものは手持ち業務に含まない。

なお、平成25年2月22日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円から2億円に、件数を10件から5件にするものとする。

また、本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量（本業務を含まない）が契約金額で4億円、件数で10件（平成25年2月22日現在での手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札したものがあつた場合には、契約金額で2億円、件数で5件）未満となるようにすることとし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下のa)からd)までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- a) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- b) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- c) 当該管理技術者と同等以上の平均技術者評点を有する者
- d) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

- エ) 平成20年度以降公示日までに完了した業務について、担当した関東地方整備局発注業務（建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く）の平均技術者評点が60点以上であること。なお、職務上従事した立場は、管理技術者、主任技術者又は担当技術者とする。

ただし、関東地方整備局発注業務（平成20年10月1日以降に契約を締結した業務及び平成20年12月1日以降に完了した業務については100万円を超える業務、それ以外については500万円を超える業務）の実績がない場合は、この限りではない。

● 予定照査技術者

予定照査技術者については下記のア)、ウ)に示す条件を満たす者であり、イ)の実績を有する者であることとする。

ア) 下記のいずれかの資格を有する者

- a) 技術士（総合技術監理部門：「建設—鋼構造及びコンクリート」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- b) 技術士（建設部門「鋼構造及びコンクリート」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

- c) RCCM（「鋼構造及びコンクリート部門」）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- d) 土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1級）〔分野：「鋼・コンクリート」または「橋梁」〕の登録を行っている者。
- イ) 下記の実績を有する者。
- a) 平成14年度以降公示日までに完了した「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した業務において以下に記載する「同種又は類似業務」の実績を1件以上有する者。
- ただし、再委託による業務、照査技術者として従事した業務、国土交通省発注業務のうち建設コンサルタント業務等（土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務、建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務）以外の業務及び技術者評点が60点未満（関東地方整備局発注業務において平成20年6月16日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行い技術者評点が65点未満の業務、また、平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務の技術者評点が65点未満）の業務については、実績として認めない。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成14年9月5日付け国官技第142号）、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成20年9月26日付け国官技第126号）及び「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成23年3月28日付け国官技第360号）に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。
- ・ 同種業務：道路橋の内、橋長500m以上かつ動的解析を実施した鋼上部工（プレートガーダー）詳細設計を行った業務
 - ・ 類似業務：道路橋の内、動的解析を実施した鋼上部工（プレートガーダー）詳細設計を行った業務
- ウ) 平成20年度以降公示日までに完了した業務について、担当した関東地方整備局発注業務（建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く）の平均技術者評点が60点以上であること。なお、職務上従事した立場は、管理技術者、主任技術者又は担当技術者とする。
- ただし、関東地方整備局発注業務（平成20年10月1日以降に契約を締結した業務及び平成20年12月1日以降に完了した業務については100万円を超える業務、それ以外については500万円を超える業務）の実績がない場合は、この限りではない。

(3) 入札参加者を指名するための基準

建設コンサルタント業務請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、下記の項目について評価し、選定するものとする。

なお、設計共同体の場合、参加表明者（企業）の経験及び能力については構成員を含む全ての者について評価し、その平均点を評価点とするが、事故及び不誠実な行為については構成員を含む全ての者のうち最も減点が大きくなる者の評価点をその設計共同体の評価点とする。

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト
	資格要件	判断基準	
参加表明者（企業）の経験及び能力	技術部門登録	<p>(様式-6)</p> <p>① 当該業務に関する部門（鋼構造及びコンクリート部門）の建設コンサルタント登録がある機関、地質調査業者登録がある機関、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学、又はこれらと同等と認められる機関。</p> <p>② 上記以外</p>	<p>① 3.8</p> <p>② 0</p>
	業務実績	<p>(様式-5)</p> <p>平成14年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務実績を下記の順位で評価する。</p> <p>① 同種業務実績がある</p> <p>② 類似業務実績がある</p> <p>③ 上記以外</p> <p>設計共同体については、実績がない者が含まれる場合は指名しない。</p> <p>記載する業務は1件（設計共同体の場合はそれぞれの者について1件）とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。</p>	<p>① 7.4</p> <p>② 3.7</p> <p>③ 指名しない</p>
		<p>参加表明者の実績として挙げた同種又は類似業務において再委託による業務、国土交通省発注業務のうち建設コンサルタント業務等（土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務、建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務）以外の業務及び業務成績が60点未満（関東地方整備局発注業務において平成20年6月16日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務については65点未満、また、平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務の業務成績が65点未満）の場合は指名しない。</p> <p>設計共同体の場合は、上記に該当する者が含まれる場合は指名しない。</p>	—

<p>行為 事故及び不誠実な</p>	<p>関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、以下の措置を受けている期間である場合、下記の順位で評価を減ずる。 ①文書注意又は修補請求 ②口頭注意 評価基準日は「参加表明書の提出期限日」とする。 設計共同体の場合は、最も減点が大きくなる者の評価値をその設計共同体の評価値とする。</p>	<p>① - 5 ② - 3</p>
<p>地域精通度</p>	<p>(様式-9) 平成14年度以降平成25年2月22日現在の当該事務所・周辺での業務実績の有無については下記の順位で評価する。完了・履行中は問わない。 ただし、再委託による業務及び国土交通省発注業務のうち建設コンサルタント業務等(土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務、建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務)以外の業務は除く。 ① 当該事務所における業務受注実績あり。 ② 関東地方整備局管内、(又は茨城県)における業務実績あり。 ③ 上記以外</p>	<p>① 3.8 ② 1.9 ③ 0</p>
<p>専門技術力</p>	<p>平成22年度から23年度末までに完了した業務のうち関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)の「土木関係建設コンサルタント業務」の平均業務成績を下記の順位で評価する。 ① 78点以上 ② 76点以上78点未満 ③ 74点以上76点未満 ④ 72点以上74点未満 ⑤ 70点以上72点未満 ⑥ 60点以上70点未満 ⑦ 60点未満 なお、関東地方整備局発注業務(100万円を超える業務)の実績がない場合は、加点しない。</p>	<p>① 30 ② 24 ③ 18 ④ 12 ⑤ 6 ⑥ 0 ⑦ 指名しない</p>
<p>優良表彰</p>	<p>(様式-8) 国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注業務(農業、漁港、港湾空港関係を除く)で、平成22年度から23年度までに完了した業務のうち、優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある者を下記の順位で評価する。 ① 関東地方整備局発注業務で、優良業務表彰(局長)を受けた経験がある者。 ② 関東地方整備局発注業務で、優良業務表彰(事務所長)を受けた経験がある者。 ③ 関東地方整備局以外の発注業務で、優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある者。 ただし、災害関連の表彰及び感謝状の類は除く。</p>	<p>① 5 ② 3 ③ 3</p>

予定管理技術者の経験及び能力	資格要件	<p>技術者資格</p> <p>(様式-2) 技術者資格を下記の項目で評価する。 ①・技術士：総合技術監理部門「建設-鋼構造及びコンクリート」 ・技術士：建設部門「鋼構造及びコンクリート」 ②・RCCM（「鋼構造及びコンクリート部門」） ・土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1級）[分野：「鋼・コンクリート」または「橋梁」]の登録を行っている者。 ③上記以外 なお、当該資格を保有していることを証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。</p>	<p>① 3. 8 ② 1. 9 ③ 指名しない</p>
	業務経験	<p>業務実績</p> <p>(様式-2)(様式-3) 平成14年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務等の実績を下記の項目で評価する。 ①・同種業務の実績を有する者。 ・同種業務に関する調査・計画業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者(※)。 ②・類似業務の実績を有する者。 ・類似業務に関する調査・計画業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者(※)。 ③上記以外 ただし、再委託による業務、照査技術者として従事した業務、国土交通省発注業務のうち建設コンサルタント業務等（土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務、建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務）以外の業務は除く。 なお、実績として挙げた同種又は類似業務の技術者評点が60点未満（関東地方整備局発注業務で平成20年6月16日以降に公示し低入札価格調査を経て契約した業務で技術者評点が65点未満、また、平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務の技術者評点が65点未満）の場合は指名しない。 記載する業務は1件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。</p>	<p>① 7. 4 ② 3. 7 ③ 指名しない</p>
	情報収集力	<p>地域精通度</p> <p>(様式-2) 平成14年度以降平成25年2月22日現在の当該事務所・周辺での業務実績の有無については下記の順位で評価する。完了・履行中については問わない。 ① 当該事務所における業務受注実績あり。 ② 関東地方整備局管内、(又は茨城県)における業務実績あり。 ③ 上記以外 ただし、再委託による業務、照査技術者として従事した業務、国土交通省発注業務のうち建設コンサルタント業務等（土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務、建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務）以外の業務は除く。</p>	<p>① 3. 8 ② 1. 9 ③ 0</p>

専門技術力	業務成績	<p>平成20年度以降公示日までに完了した業務について、担当した関東地方整備局発注業務（建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く）の平均技術者評点を下記の順位で評価する。なお、平均技術者評点はテクリス評価点及び関東地方整備局保有の評価点による。</p> <p>①78点以上 ②76点以上78点未満 ③74点以上76点未満 ④72点以上74点未満 ⑤70点以上72点未満 ⑥60点以上70点未満 ⑦60点未満</p> <p>ただし、照査技術者として従事した業務は除く。</p> <p>関東地方整備局発注業務（平成20年10月1日以降に契約を締結した業務及び平成20年12月1日以降に完了した業務については100万円を超える業務、それ以外については500万円を超える業務）の実績がない場合、加点しない。</p> <p>平成20年度以降公示日までに完了した業務のうち、設計共同体での業務実績がある場合は、成績評定点を確認できる書類（委託業務等成績評定通知、業務成績確認書等の写し）を添付すること。（照査技術者として従事した業務を除く）</p>	<p>①30 ②24 ③18 ④12 ⑤6 ⑥0 ⑦指名しない</p>
		<p>平成23年度以降公示日までに完了した業務について、担当した関東地方整備局発注業務（建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く）の技術者評点到60点未満がある場合は評価点を減ずる。</p> <p>なお、職務上従事した立場は、管理・主任・担当技術者とする。</p>	- 5
	優良表彰	<p>（様式-2）（様式-3）</p> <p>国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注業務（農業、漁港、港湾空港関係を除く）で、平成20年度から23年度までに完了した業務のうち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある者を下記の順位で評価する。</p> <p>ただし、照査技術者として従事した業務は除く。</p> <p>① 関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を受けた経験がある者。 ② 関東地方整備局以外の発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある者。</p> <p>ただし、災害関連の表彰及び感謝状の類は除く。</p>	<p>① 5 ② 3</p>

	専任性	<p>（様式－２）</p> <p>手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知（予定も含む）を受けているが未契約のものを含む）が４億円以上または件数が１０件以上である者、ただし、本業務において担当技術者を兼務する場合は、手持ち業務量（本業務、特定後未契約のもの及び落札決定通知（予定も含む）を受けているが未契約のものを含む）が４億円以上または件数が１０件以上である者は指名しない。</p> <p>なお、手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を４億円から２億円に、件数を１０件から５件にするものとする。</p>	数値化しない
予定照査技術者の経験及び能力	資格要件	<p>（様式－１０）</p> <p>下記いずれかの技術者資格を有すること</p> <p>①・技術士：総合技術監理部門「建設－鋼構造及びコンクリート」 ・技術士：建設部門「鋼構造及びコンクリート」</p> <p>②RCCM（「鋼構造及びコンクリート部門」） ・土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、１級）[分野：「鋼・コンクリート」または「橋梁」]の登録を行っている者。</p> <p>上記以外の場合には指名しない。</p> <p>なお、当該資格を保有していることを証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。</p>	数値化しない
	業務経験	<p>（様式－１０）（様式－１１）</p> <p>平成１４年度以降公示日までに完了した下記のいずれかの業務実績を有すること</p> <p>①同種業務の実績を有する者。 ②類似業務の実績を有する者。</p> <p>ただし、再委託による業務、照査技術者として従事した業務、国土交通省発注業務のうち建設コンサルタント業務等（土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務、建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務）以外の業務は除く。</p> <p>上記以外の場合、及び実績として挙げた同種又は類似業務の技術者評点が６０点未満（関東地方整備局発注業務で平成２０年６月１６日以降に公示し低入札価格調査を経て契約した業務で技術者評点が６５点未満、また、平成２１年２月１６日以降公示した予定価格が１００万円を超えて１，０００万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に１０分の７を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務の技術者評点が６５点未満）の場合は指名しない。</p> <p>記載する業務は１件とする。</p>	数値化しない

専門技術力	業務成績	<p>平成20年度以降公示日までに完了した業務について、担当した関東地方整備局発注業務（建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く）の平均技術者評点が60点未満である場合は指名しない。</p> <p>ただし、照査技術者として従事した業務は除く。</p> <p>なお、平成20年10月1日以降に契約を締結した業務及び平成20年12月1日以降に完了した業務については100万円を超える業務、それ以外については500万円を超える業務を評価の対象とする。</p> <p>平成20年度以降公示日までに完了した業務のうち、設計共同体での業務実績がある場合は、成績評定点を確認できる書類（委託業務等成績評定通知、業務成績確認書等の写し）を添付すること。</p>	数値化しない
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	<p>（様式－4）（様式－7）業務の分担について記載する。</p> <p>なお、下記のいずれかの項目に該当する場合には指名しない。</p> <p>①業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。</p> <p>②設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。</p>	数値化しない

（※） マネジメントした実務経験とは、例えば以下のいずれかの者に相当する程度の経験をいう。

- 1) 国内におけるPM又はCMの管理技術者。但し、一般土木工事の設計又は施工管理を含むものに限る。
- 2) 建設コンサルタント登録規程(S52.4.15 付け建設省告示第717号)第3条の一に該当する「鋼構造及びコンクリート部門」の技術管理者。
- 3) 地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領(H11.4.1 付け建設省厚契第31号)第6に該当する総括調査員若しくは主任調査員。

5. 参加表明書の提出等

(1) 作成方法

電子入札システムにより参加表明書を提出する場合は、以下の点に留意すること。

- 1) 配布された様式（様式－1～様式－11）を基に作成を行うものとし、文字サイズは10ポイント以上、ファイル形式は、Microsoft Word2000形式以下、Microsoft Excel2000形式以下、Just System 一太郎 Ver. 10形式以下及びAdobe Reader PDFファイル形式に限る。
- 2) 複数の申請書類は、全てを一つのファイルにまとめ、契約書等印のあるものや図面等については、スキャナー等で読み込み本文に貼り付け、ファイル容量3MB以内とすること。（2つ以上のファイルは認めない。）申請書類は、極力ファイルに収めるものとするが、指定のファイル容量で入りきらない場合は必要書類一式（電子入札システムとの分割は認めない）を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、若しくは電送又は電子メールにより提出するものとする（電送又は電子メールの場合には着信を確認すること）。また、電子入札システムにより次の内容を記載した書面（様式－15）のみを送信すること。
 - ア) 郵送する旨の表示
 - イ) 郵送する書類の目録
 - ウ) 郵送する書類のページ数

エ) 発送年月日

- 3) 参加表明書表紙の押印は、電子認証書が実印と同等の機能を有するので、不要である。ただし、指定の容量を超えて郵送による場合は押印すること。
- 4) 印刷時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。なお、提出された参加表明書の印刷は白黒で行う。

(2) 関連資料

- 1) 同種又は類似の業務の実績として記載した業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報システム（テクリス）」に登録されていない場合は、その業務を担当した事及び業務内容が同種・類似にあたることを証する契約書、業務計画書、特記仕様書、業務報告書等の該当部分の写しを提出すること。
また、当該業務が、テクリスに登録されていて、登録されている内容で同種又は類似業務の実績として確認できる場合は、契約書等の写しを提出する必要はないが、テクリスに登録されている内容だけでは、同種又は類似の業務の実績として確認できない場合には、業務計画書、特記仕様書、業務報告書等の該当部分の写しを提出すること。テクリス登録内容及び業務計画書、特記仕様書、業務報告書等の該当部分の写しにより同種又は類似の業務の実績として確認できない場合は、欠格とすることがあるので注意すること。
- 2) 優秀技術者表彰又は優良業務表彰の実績が記載されている表彰状等の写しを提出すること。なお、表彰状等の写しの提出がない場合は、加点しない。
- 3) 配置予定技術者の平成20年度以降公示日までに完了した業務のうち、設計共同体での業務実績がある場合は、成績評定点を確認できる書類（委託業務等成績評定通知、業務成績確認書 等の写し）を添付すること。（照査技術者として従事した業務を除く）
- 4) 配置予定技術者の保有資格を証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法については、公示文4.(3)による。

6. 非指名理由について

- (1) 参加表明書を提出した者のうち、指名しなかった者に対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という）を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による参加者に対しては、書面により通知する。
- (2) 上記(1)の非指名通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、電子入札システムにより分任支出負担行為担当官に対して非指名理由について説明を求めることができる。また、書面により通知を受けたものは、書面（様式は自由）を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録の残るものに限る。）することにより、分任支出負担行為担当官に対して非指名理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含む。）以内に電子入札システムにより行う。ただし、書面により提出されたものに対しては、書面により行う。
- (4) 非指名理由の説明書請求の受付場所、受付時間は以下の通りである。

受付場所：公示文４．（１）に同じ

受付日時：電子入札システムによる場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く９時００分から１７時００分まで。紙入札方式による参加希望者は、８時３０分から１７時１５分まで。

７．入札説明書の内容についての質問の受付及び回答

（１） 質問は、１）の期間内に、電子入札システムにより行うものとする。ただし、紙入札方式による参加希望者は、２）に、３）の期間内に書面（書式自由、ただし規格はＡ４判）により行うものとし、持参、郵送、電送、又は電子メールのいずれの方法でも可能とする。

（電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。）

１）電子入札システムによる受付期間

ア）参加表明書に係る質問

平成２５年２月２２日（金）から平成２５年２月２７日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時００分から１７時００分まで。ただし、最終日は１２時００分までとする。

イ）技術提案書に係る質問

平成２５年２月２２日（金）から平成２５年３月１５日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時００分から１７時００分まで。ただし、最終日は１２時００分までとする。

ウ）入札に係る質問

平成２５年２月２２日（金）から平成２５年４月４日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時００分から１７時００分まで。ただし、最終日は１２時００分までとする。

２）紙入札方式による受付場所：公示文４．（１）に同じ。

３）紙入札方式による受付期間

ア）参加表明書に係る質問

平成２５年２月２２日（金）から平成２５年２月２７日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、８時３０分から１７時１５分まで。ただし、最終日は１２時００分までとする。

イ）技術提案書に係る質問

平成２５年２月２２日（金）から平成２５年３月１５日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、８時３０分から１７時１５分まで。ただし、最終日は１２時００分までとする。

ウ）入札に係る質問

平成２５年２月２２日（金）から平成２５年４月４日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、８時３０分から１７時１５分まで。ただし、最終日は１２時００分までとする。

（２） 電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載しない

こと。このような質問があった場合には、その者の行った入札を無効とすることがある。

紙入札方式による場合に限り、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

(3) 質問に対する回答は、原則として、1) に示す期間内に電子入札システムにより行い、紙入札方式による参加者に対しては、電送又は電子メールで行う。

1) ア) 参加表明書に係る質問に対する最終回答期限：参加表明書提出期限日の2日前（土曜日、日曜日及び祝日を除く）まで

イ) 技術提案書に係る質問に対する最終回答期限：質問の受領期間の最終日の翌日から5日間以内

ウ) 入札に係る質問に対する最終回答期限：質問の受領期間の最終日の翌日から5日間以内

8. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

1) 指名された入札参加者は、「価格」及び「予定管理技術者の経験及び能力」、「実施方針など」、「評価テーマに関する技術提案」をもって入札をし、予決令第98条において準用する予決令第79条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札したもののうち、下記(2) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、予決令第86条の調査（以下「試行調査」という。）を行うものとする。また、本業務は「詳細な低入札価格調査（試行）対象業務」であり、試行調査の詳細は別紙によるものとする。

3) 予定価格が100万円を超え1,000万円以下の建設コンサルタント業務等の請負契約の場合、落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回ったときは、落札価格、業務履行体制及び業務履行状況に関する調査等（資料の作成、提出、提出資料に関する説明の聴取、及び完了検査時における照査技術者からの照査報告書に関する聴取等）を行うので、協力されたい。なお、測量又は地質調査業務においては、受注者は、配置予定技術者のうちから、現場作業における技術上の責任を有する者として「現場責任者」を定められたい。

4) 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

2) 技術評価点の算出方法

・ 予定価格が1,000万円以下の業務の場合は、技術提案書の内容に応じ、下記①、②、③の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術評価点の最高点数は60点とする。

① 予定管理技術者の経験及び能力

② 実施方針など

③ 評価テーマに関する技術提案

技術評価点＝60×技術点／技術点の満点

なお、本業務における技術点の満点は200点とする。

・ 予定価格が1,000万円を超える業務の場合は、技術提案書の内容に応じ、下記①、②、③、④の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の最高点数は60点とする。

① 予定管理技術者の経験及び能力

② 実施方針など

③ 評価テーマに関する技術提案

④ 技術提案の履行確実性

技術評価点＝60×(技術点／技術点の満点)

技術点＝(①に係る評価点)＋(技術提案評価点)×(③の評価に基づく履行確実性度)

技術提案評価点＝(②に係る評価点)

なお、本業務における技術点の満点は200点とする。

3) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出評価方法は以下のとおりとする。

価格評価点＝価格点×(1－入札価格／予定価格)

なお、価格点は20点とし、価格評価点の最高点数は20点とする。

4) 総合評価は、入札者の申し込みに係る上記①、②、③(予定価格が1,000万円を超える業務の場合は①、②、③、④)により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値(評価値)をもって行う。

(3) 技術点を算出するための基準

技術提案書の内容について、以下の評価項目、判断基準並びに評価のウエイトは以下のとおりとする。

なお、「2) 実施方針・実施フロー・工程表その他」及び「3) 評価テーマに関する技術提案」は、ヒアリングを通じた評価を反映し、評価する。

1) 予定管理技術者の経験及び能力

評価項目	評価の着目点		技術点			
	資格要件	技術者資格	管理技術者	照査技術者		
予定技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格	<p>(様式-2) 技術者資格を下記の項目で評価する。</p> <p>①・技術士：総合技術監理部門「建設-鋼構造及びコンクリート」 ・技術士：建設部門「鋼構造及びコンクリート」</p> <p>②・RCCM（「鋼構造及びコンクリート部門」） ・土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1級）[分野：「鋼・コンクリート」または「橋梁」]の登録を行っている者。</p>		<p>① 4</p> <p>② 2</p>	<p>① 1. 7</p> <p>② 0. 9</p>
	業務経験	業務実績	<p>(様式-2) (様式-3) 平成14年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務等の実績を下記の項目で評価する。</p> <p>①・同種業務の実績を有する者。 ・同種業務に関する調査・計画業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。(※) ※照査技術者は除く。</p> <p>②・類似業務の実績を有する者。 ・類似業務に関する調査・計画業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。(※) ※照査技術者は除く。</p>		<p>① 7. 4</p> <p>② 3. 7</p>	<p>① 4</p> <p>② 2</p>
	情報収集力	地域精通度	<p>(様式-2) 平成14年度以降平成25年2月22日現在の当該事務所・周辺での業務実績の有無については下記の順位で評価する。完了・履行中については問わない。</p> <p>①当該事務所における業務受注実績あり。</p> <p>②関東地方整備局管内、(又は茨城県)における業務実績あり。</p> <p>③上記以外</p> <p>ただし、再委託による業務、照査技術者として従事した業務、国土交通省発注業務のうち建設コンサルタント業務等(土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務、建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務)以外の業務は除く。</p>		<p>① 2. 9</p> <p>② 1. 5</p> <p>③ 0</p>	—

専門技術力	業務成績	<p>平成20年度以降公示日までに完了した業務について、担当した関東地方整備局発注業務（建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く）の平均技術者評点を下記の順位で評価する。なお、平均技術者評点はテクリス評価点及び関東地方整備局保有の評価点による。</p> <p>① 78点以上 ② 76点以上78点未満 ③ 74点以上76点未満 ④ 72点以上74点未満 ⑤ 70点以上72点未満 ⑥ 60点以上70点未満</p> <p>ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 なお、関東地方整備局発注業務（平成20年10月1日以降に契約を締結した業務及び平成20年12月1日以降に完了した業務については100万円を超える業務、それ以外については500万円を超える業務）がない場合、加点しない。</p>	<p>① 17 ② 13.6 ③ 10.2 ④ 6.8 ⑤ 3.4 ⑥ 0</p>	<p>① 10 ② 8 ③ 6 ④ 4 ⑤ 2 ⑥ 0</p>
		<p>平成23年度以降公示日までに完了した業務について、担当した関東地方整備局発注業務（建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く）の技術者評点に60点未満がある場合は評価点を減ずる。 なお、職務上従事した立場は、管理・主任・担当技術者とする。</p>	- 5	-
	優良表彰	<p>（様式-2）（様式-3） 国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注業務（農業、漁港、港湾空港関係を除く）で、平成20年度から23年度までに完了した業務のうち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある者を下記の順位で評価する。 ただし、照査技術者として従事した業務は除く。</p> <p>① 関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を受けた経験がある者。 ② 関東地方整備局以外の発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある者。 ただし、災害関連の表彰及び感謝状の類は除く。</p>	<p>① 3 ② 1.8</p>	-

（※） マネジメントした実務経験とは、例えば以下のいずれかの者に相当する程度の経験をいう。

- ア) 国内におけるPM又はCMの管理技術者。但し、一般土木工事の設計又は施工管理を含むものに限る。
- イ) 建設コンサルタント登録規程(S52.4.15 付け建設省告示第717号)第3条の一に該当する「鋼構造及びコンクリート部門」の技術管理者。
- ウ) 地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領(H11.4.1 付け建設省厚契第31号)第6に該当する総括調査員若しくは主任調査員。

2) 実施方針・実施フロー・工程表その他（様式－13）

評価項目	評価の着目点		技術点
		判断基準	管理技術者
実施方針・実施フロー・工程計画その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	15
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	15
	工程表	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。 工程計画は、3.(7) 履行期間にある予定履行期間内で記載すること。 予定履行期間内でない場合は加点しない。	10
	その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	10
		なお、業務の目的の理解がされておらず、実施フローや工程表の妥当性が著しく劣る場合は、評価しない。(技術提案書を無効とする。) また、仕様の内容を超えるような記載がある場合は、加点しない。	—

3) 評価テーマに関する技術提案（様式－14）

評価項目	評価の着目点		技術点	
		判断基準	管理技術者	
評価テーマに関する技術提案	全体	評価テーマ間の整合性	複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は評価しない。(技術提案書を無効とする。)	20
	評価テーマ1	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	20
			必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。	
			業務の的確性に著しく欠ける場合は評価しない。(技術提案書を無効とする。) また、仕様の内容を超えるような記載がある場合は、加点しない。	
	評価テーマ1	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	20
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	
			業務の実現性に著しく欠ける場合は評価しない。(技術提案書を無効とする。) また、仕様の内容を超えるような記載がある場合は、加点しない。	
テーマ2評価	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	20	
		必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。		

			業務の的確性に著しく欠ける場合は評価しない。 (技術提案書を無効とする。) また、仕様の内容を超えるような記載がある場合は、加点しない。	
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	20
	提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。			
	業務の実現性に著しく欠ける場合は評価しない。 (技術提案書を無効とする。) また、仕様の内容を超えるような記載がある場合は、加点しない。			

4) 技術提案の履行確実性

予定価格が1,000万円を超える業務の場合は、別紙中3のとおり技術提案の履行確実性を評価する。

(4) 評価内容の担保

落札者は、技術提案書の内容を契約書及び業務計画書に明記し、その内容を適切に履行すること。

契約書に明記された技術提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、業務成績評定を3点減ずる等の措置を行う。

さらに、予定価格が1,000万円を超える業務にあつて、調査基準価格に満たない者が本業務を受注した場合には、業務完了後に履行確実性の審査のために提出した追加資料を実施額に修正した資料の再提出を求め、以下の内容について履行確実性評価の達成状況等を確認し、その結果を業務成績評定において十分反映させるものとする。

- 1) 別紙中3(2)の審査項目①～③において、審査時に比較して正当な理由がなく必要額を下回っていないか。
- 2) 別紙中3(2)の審査項目④において、審査時に比較して正当な理由がなく再委託額が下回っていないか。
- 3) その他、「打合せ」への正当な理由がなく遅刻等、業務実施体制に関する問題が生じていないか。
- 4) 業務成果品のミス、不備等

9. 技術提案書の提出等

(1) 作成方法

配布された様式(様式-12~14)を基に作成を行うものとし、文字サイズ、ファイル形式、ファイル容量等の基本的事項については、参加表明書の作成方法と同様とする。なお、提出された技術提案書の印刷は白黒で行う。

(2) 技術提案書の無効

本説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書、又は書面及び別添の書式に示された条件に適合しない技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

(3) 実施方針・実施フロー・工程計画その他

本業務に関する実施方針・実施フロー・工程計画その他事項の記載にあたっては、

A4判1枚以内で簡潔に記載すること。

工程計画は、3.(7) 履行期間にある予定履行期間内で記載すること。

(4) 評価テーマ

入札説明書3. 業務の概要(3) 業務内容に示した、評価テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。その記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることは認めない。

記載にあたっては、1テーマにつきA4判1枚以内に記載すること。

(5) 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法については、公示文4.(4)による。

(6) 既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧できる。

閲覧を希望する者は、事前に閲覧の申し込みを行うこと。なお、申し込みを行わない場合は、閲覧できない場合がある。

1) 資料名 : 上高津高架(Ⅱ期)設計資料業務委託報告書

2) 閲覧場所 : 国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所調査第二課

電話 : 029-240-4070 FAX : 029-240-4085

3) 閲覧期間 : 公示日から技術提案書の提出期限の前日までの土曜、日曜日及び休日を除く毎日9時00分から17時00分まで

(7) 実施方針などに関するヒアリング

以下のとおりヒアリングを行う。

1) 実施場所 : 関東地方整備局常陸河川国道事務所

2) 実施日 : 平成25年3月28日(木)

予備日 : 平成25年3月29日(金)

3) 開始時間 : 後日連絡する。

4) 出席者 : 配置予定管理技術者

5) その他

・2)に示す実施日に配置予定管理技術者の都合が合わない場合は、平成25年3月15日までに発注者と協議のうえ、予備日に変更できるものとする。

・ヒアリングでは8.(3)の評価項目について質疑応答を行う。

ヒアリング時の追加資料の提出及び提示は認めない。

(8) 履行確実性に関するヒアリング

予定価格が1,000万円を超える業務の場合は、以下のとおりヒアリングを行う。

1) どのように技術提案の確実な履行確保を図るかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。

実施場所 : 関東地方整備局常陸河川国道事務所内

実施予定日 : 平成25年4月26日(金)

時間 : 30分程度

出席者 : 配置予定管理技術者等

2) ヒアリングの時刻、詳細な場所、留意事項等は別途通知する。

3) 入札者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格に満たない者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなる

おそれがあることから、技術提案書のほかに、開札後、履行確実性の審査のための追加資料の提出を求める。

追加資料を提出すべき旨の連絡は、下記 10. (2) の開札の後、4月16日(火) 17時00分までに入札参加者あてに連絡するものとし、その提出は、4月19日(金) 12時00分までに行うものとする。

提出を求めることとなる追加資料は、別紙中2のとおり。

- 4) ヒアリングの出席者には、配置予定管理技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名とする。

10. 入札及び開札の日時及び場所

(1) 締切日時

- 1) 電子入札システムによる場合 : 平成25年4月12日(金) 12時00分
- 2) 紙により持参する場合 : 平成25年4月12日(金) 12時00分
- 3) 場所 : 〒310-0851 茨城県水戸市千波町1962-2
関東地方整備局常陸河川国道事務所

(2) 開札日時

平成25年4月15日(月) 13時30分

なお、これらの日時までに平成25年度予算の執行が可能とならない場合には、別途連絡する日時とする。

11. 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、入札書を持参すること。郵送又は電送による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

12. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付(保管金の取扱店: 日本銀行水戸代理店(常陽銀行本店営業部))。ただし、利付国債の提供(取扱官庁: 関東地方整備局)又は金融機関もしくは保証事業会社の保証(取扱官庁: 関東地方整備局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

13. 開 札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に

立ち会わない場合（電子入札システムにより提出した場合は、立ち会い不要。）においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

14. 入札の無効

手続開始の公示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び別冊関東地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により指名された者であっても、開札の時ににおいて指名停止を受けているものその他の開札の時ににおいて4. に掲げる要件のないものは、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

また、予定価格が1,000万円を超える業務の場合、9.(8)に掲げる履行確実性に関するヒアリングに応じない場合及び追加資料の提出を求められた者が追加資料を提出しない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある。

15. 適正な調査及び調査内容の実効を担保するための措置

(1) 虚偽説明等への対応

試行調査又は追加調査を経て契約を行った後に虚偽の資料提出又は説明を行ったことが明らかとなった場合は、地方整備局長等（地方整備局長及び事務所長をいう。以下同じ。）は、次に掲げる措置を講じるものとする。

1) 当該業務の成績評定において厳格に反映する。

2) 過去5年以内に1)の措置を受けたことがあるなど悪質性の高い者に対しては、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号）において準用する「工事契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第2第15項により指名停止を行う。

(2) 結果の公表

試行調査を経て契約を行った場合は、別に定めるところにより公表するものとする。追加調査を経て契約を行った場合は、低入調査の結果を別に定めるところにより公表するとともに、追加調査の資料-3を関東地方整備局のホームページにおいて公表するものとする。

(3) 契約後の取扱い

地方整備局長等は、試行調査又は追加調査を経て契約を行った建設コンサルタント業務等については、試行調査及び追加調査で提出された資料等を調査職員（測量業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務にあつては監督職員。）に引き継ぐとともに、仕様書で定められた業務計画書（補償コンサルタント業務にあつては業務工程表。）の内容のヒアリングを行うこととし、業務計画書の記載内容が試行調査及び追加調査の内容と異なる場合は、その理由等について確認を行うこととする。また、別に定めるところにより、①業務実施状況の調査、②現場作業状況の調査、③照査状況の調査及び④業務コスト調査を行うこととする。

(4) 業務の実績について

予定価格が1,000万円を超える業務で予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約した場合及び予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務については、業務成績評定が65点を下回った場合、当該業務を企業及び技術者の業務実績として認めないこととする。

16. 手続における交渉の有無 無

17. 契約書作成の要否

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

18. 支払条件 前金払 有

19. 火災保険付保の要否 否

20. 関連情報を入手するための照会窓口

3.(8)1)に同じ。

21. その他の留意事項

(1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、別冊関東地方整備局競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、別冊関東地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。

(3) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合においては、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。

また、提出された参加表明書及び技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書及び技術提案書を無効とする。

- ・参加表明書、技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合
- ・参加表明書、技術提案書と無関係な書類である場合
- ・他の業務の参加表明書、技術提案書である場合
- ・白紙である場合
- ・入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
- ・発注者名に誤りがある場合
- ・発注案件名に誤りがある場合
- ・提出業者名に誤りがある場合
- ・その他未提出又は不備がある場合

(4) 同種又は類似業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。

- (5) 本業務を受注したコンサルタント及び、本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。
- (6) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び非指名通知を受けた者は、技術提案書を提出できないものとする。
- (7) 参加表明書及び技術提案書の作成に関する費用及び、予定価格が1,000万円を超える業務の場合の履行確実性の審査のための追加資料の作成及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (8) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、選定及び技術点の算定以外に提出者に無断で使用しない。
- (9) 提出期限以降における参加表明書、技術提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (10) 電子入札システムにより申請書等の提出及び入札を行う者は、関東地方整備局「電子入札運用基準（建設工事及び建設コンサルタント業務等）」を確認のうえ入札に参加すること。

なお、電子入札運用基準は関東地方整備局のホームページで公開している。

ホームページアドレス

<http://www.ktr.mlit.go.jp/nyuusatu/nyuusatu00000026.pdf>

電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、午前9時から午後6時まで稼動している。また、稼動時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼動時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

- (11) 電子入札システムを利用する場合の事前準備及びシステム操作マニュアルは、電子入札施設管理センターホームページの「ご利用ガイド」を参考とすること。
- (12) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は下記の通りとする。
- ・ システム操作・接続確認等の問い合わせ先
電子入札施設管理センターヘルプデスク 電話 03-3505-0514
電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp>
 - ・ ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先
取得しているICカードの認証機関
 - ・ ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、
関東地方整備局常陸河川国道事務所経理課 電話029-240-4062へ
連絡すること。
- (13) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以降の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取り扱いを受ける場合がある。

参加表明書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）

参加表明書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる）
指名（非指名）通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる）
技術提案書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
技術提案書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
辞退届受信確認（電子入札システムから自動発行）
辞退届受付票
日時変更通知書
入札書受信確認票（電子入札システムから自動発行）
入札書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる）
入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる）
再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる）
再入札書受信確認（電子入札システムから自動発行）
落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる）
決定通知書
保留通知書
取止め通知書

- (14) 1 回目の入札が不調になった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、紙により持参が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分後には発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。
- (15) 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時及び場所については、発注者から電話等により指示する。
- (16) 本業務について、発注者が見積りを取得して歩掛を作成する場合、作成した歩掛を入札日前日から起算して5日以前に入札参加者に開示することがある。
- (17) 「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成14年9月5日付け国官技第142号）、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成20年9月26日付け国官技第126号）及び「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成23年3月28日付け国官技第360号）に基づく業務成績以外は評価の対象としない。
（平成20年10月1日以降に契約を締結した業務及び平成20年12月1日以降に完了した業務については、100万円を超える業務を評価の対象とし、それ以外については500万円を超える業務を評価の対象とする。）
- (18) 予定価格が1,000万円を超える業務で予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約した場合及び予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約をした場合においては、次の品質確保対策（試行）を実施しなければならない。
・土木関係コンサルタント業務の概略設計、予備設計、詳細設計等の照査対象業務について、受注者による照査に代え、受注者の責任により第三者照査を実施しなければならない。また、第三者照査の照査技術者は、業務の節目毎に照査結果を管理技術者に提出し、管理技術者は照査結果をその都度（業務の節目毎）、調査職員に対して報告

する

様式-2

予定価格	99,400,000	(消費税抜き)
調査基準価格	76,120,000	(消費税抜き)
価格点の満点	20	

入札調書(総合評価落札方式)

1. 件名 H25国道6号土浦バイパス上高津高架橋詳細設計業務
 2. 所属事務所 常陸河川国道事務所
 3. 入札日時 平成25年5月20日 11:00 ~

業者名	技術評価点の内訳				履行確実性度	技術評価点合計(A)	第1回			備考	摘要
	予定技術者の資格及び実績等	予定技術者の成績及び表彰	実施方針	評価テーマ			入札価格	価格評価点(B)	評価値(A)+(B)		
評価のウェート	6.0	9.0	15.0	6.0		60.0	—	20.0000	80.0000		
パシフィックコンサルタンツ(株)	5.5	7.9	9.6	3.6	1.00	43.2	77,500,000	4.4064	47.6364		
(株)エイト日本技術開発	5.5	6.7	9.1	3.6	1.00	40.0	79,800,000	3.9436	44.0236		
(株)長大	6.0	5.4	8.4	3.6	1.00	38.1	84,570,000	2.9839	41.1439		
大日本コンサルタント(株)	6.0	7.3	8.8	3.6	1.00	42.7	77,000,000	4.5070	47.2570		
三井共同建設コンサルタント(株)	6.0	9.0	10.7	3.6	1.00	47.7	81,300,000	3.6418	51.3418		落札
(株)総合技術コンサルタント	6.0	7.9	8.9	3.6	1.00	42.4	78,000,000	4.3058	46.7258		
新日本技研(株)	6.0	7.3	9.6	3.6	1.00	43.1	78,000,000	4.3058	47.4158		
(株)富貴沢建設コンサルタンツ	6.0	0.0	6.6	3.6	1.00	31.1	76,500,000	4.6076	35.7476		

※「技術評価点の内訳」に「履行確実性度」に係る係数を乗じた合計点数と技術評価点合計(A)点数は 端数処理のため、合致しない場合があります。

※技術評価点合計(A)点数+価格評価点(B)と評価値(A)+(B)は 端数処理のため、合致しない場合があります。

入札金額は、入札者が見積もった契約金額の105分の100に相当する金額である。